

[事案 29-292] 災害死亡保険金支払請求

・平成 30 年 6 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

重大な過失により被保険者が死亡したとして災害死亡保険金が支払われなかったことを理由に、災害死亡保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 19 年 12 月に配偶者が契約した変額終身保険にもとづき、以下の理由により、災害死亡保険金を支払ってほしい。

- (1) 本契約の被保険者である配偶者は、夜間に車道の中央に横臥していたところ、車に轢かれて死亡した。
- (2) 被保険者が車道に横臥していた理由としては、何らかの理由で転倒したり、歩道上の危険を回避して車道に出たりした可能性が考えられ、重大な過失があったとは限らない。
- (3) 事故発生の直前まで同行していた者は、被保険者は歩いて帰れないような状態ではなかったと言っている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、被保険者は、災害死亡保険金の支払いに係る免責事由のうち「保険契約者または被保険者の故意または重大な過失」によって死亡したものと判断できるので、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 事故後の検査によると、被保険者の血中アルコール濃度は $2\text{mg}/\text{ml}$ 超であり、飲酒により酩酊した結果、車道に寝込んだと判断するのが自然である。
- (2) 加害車両の運転手は、過失運転致死罪で送致されたが、不起訴処分となった。
- (3) 被保険者が道路に横臥していたことについて、事件性は認められない。また、被保険者に疾病や既往症はなかったため、それらが影響したという事情もない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、事故時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本事故は被保険者が夜間に酒に酔って車道上に寝ていたときに加害車両に轢かれたものであると推認できるので、被保険者の重大な過失によって事故が発生したと評価せざるを得ず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。